

## 議員提出議案第8号

### 子宮頸がん予防ワクチンによる副反応被害の早期解決を求める意見書

子宮頸がんのおよそ半分は、予防ワクチンを接種することにより予防できるものと期待されています。

このため、平成25年4月1日から、子宮頸がんの発症原因となるヒトパピローマウイルス感染症が予防接種法による定期接種の対象疾病とされ、同法に基づく予防ワクチンの接種が実施されています。

しかし、予防ワクチン接種後に、同ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛<sup>とう</sup>が特異的に見られたことから、同年6月、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとして、各都道府県知事に対し勧告を行いました。

既に厚生労働省の勧告からは1年が経過していますが、同省に設けられた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等の専門家による合同会議では、疼痛の刺激や不安に対する「心身の反応」の可能性が指摘されているものの、いまだ因果関係の解明には至っていません。

現在、予防ワクチンの接種は、接種を希望する者が同ワクチンの有効性とリスクを理解した上で行うこととなっていますが、将来的に、安心して接種が受けられるよう、また、副反応による健康被害等が生じた場合には適切な補償が受けられるよう、予防ワクチンの接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められています。

よって、国においては、国民の健康と安全のため、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関して、以下の事項に取り組むことを強く求めます。

- 1 予防ワクチンの接種と副反応について、その因果関係の早急な解明に努めるとともに、国民に対して適切に情報提供を行うこと。
- 2 予防ワクチンの有効性とリスクに関する情報について、接種を希望する者が十分な情報に基づいて接種の判断が行えるよう、更に周知を徹底すること。
- 3 今後、予防ワクチンの接種と副反応の因果関係が解明され、同ワクチンによる健康被害等が認められる場合は、国が責任を持って適切に補償すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月17日提出

提出者	さいたま市議会議員	中	山	欽	哉
	同	高	野	秀	樹
	同	高	橋	勝	頼
	同	山	崎		章
	同	添	野	ふ	み子
賛成者	さいたま市議会議員	桶	本	大	輔
	同	高	柳	俊	哉
	同	小	森	谷	優
	同	加	川	義	光
	同	土	井	裕	之